



社会福祉法人長野県共同募金会 配分方針

【配分方針】

共同募金は、地域の福祉ニーズに応えるために必要な資金需要を積み上げた配分計画を策定し、それに基づく募金目標額により寄付を集める「計画募金」です。

共同募金の配分の考え方については、下記に掲げるとおりです。

- (1) 配分計画は、すべて配分申請に基づくものとする。
- (2) 社会情勢や寄付動向等を勘案し、寄付実績を十分考慮した配分計画とする。
- (3) 申請事業の財源が、自己資金の確保に努めてもなお不足が生じ、共同募金の配分以外に手段のないものと認められるものを対象とする。
- (4) 地域住民の要請と時代に即応した事業に対し、重点を定めて配分する。
- (5) 地域福祉における配分は、先駆的及び開拓的で多様な福祉活動の自立育成支援をするため、活動の立ち上がりの時期を含むものに対しても配分する。
- (6) 配分は、次に掲げる事項を優先順位とし、申請者の資金状況、事業規模、配分効果等を考慮し決定する。

なお、配分にあたっては、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金を調整し配分する。

- ① 申請事業の内容が、利用者等に対する緊急度が高いと認められる事業
- ② 申請事業の内容が、地域福祉の充実向上のため重要度が高いと認められる事業
- ③ 事業者が既に実施している事業であって、その団体の目的とする事業の維持・強化に必要と認められる事業
- ④ 申請者が新規に開始する事業